

区画整理事務所からのお知らせ



令和7年6月第22号
東部土地区画整理事務所
川口市大字東本郷1060番地の1
電話 048-284-0100
(平日8時30分～17時15分まで)

平素は、新郷東部第2土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
当事業の概要と進捗状況についてご報告いたします。

◎ 事業概要

事業の名称 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業
施行地区面積 165ha
施行期間 平成10年度～令和25年度

◎ 全体計画

| | | | |
|---------|------------------------|-----------|-------|
| 都市計画決定 | 平成9年8月22日(埼玉県告示第1205号) | 仮換地指定率 | 46.3% |
| 事業計画決定 | 平成10年5月1日(川口市告示第276号) | 都市計画道路整備率 | 1.3% |
| 実施計画の承認 | 平成15年2月12日 | 区画街路整備率 | 15.4% |
| 本工事着工 | 平成18年度 | 建物移転率 | 21.6% |
| 総事業費 | 917億6,500万円 | 総合進捗率 | 25.2% |

◎ 進捗状況(令和6年度末)

◎ 区画整理事業の推進について

区画整理事業は、市内の均衡あるまちづくりのため、極めて重要な事業であります。
このことから、新郷東部第2事業におきましても、財源や人員の確保に加え、今までの区画整理事業にとらわれない新たな手法を検討・導入することで、事業の早期完了を目指してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◎ 令和7年度以降の主な整備について

- ・事業計画の見直し
県道「さいたま草加線」等の都市計画変更に伴い、関係する街区及び道路の見直しを行っています。
- ・整備途中で生じる問題への対応
整備途中のため起こる道路冠水や既存道路の劣化等に関し、整備と並行して冠水対応工事や道路補修工事を順次行っていきます。

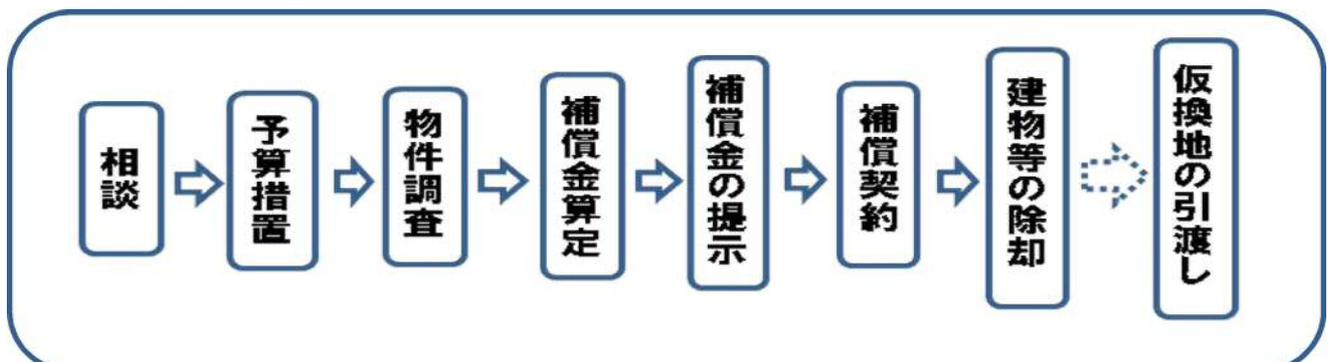
◎ 民間委託について

事業促進の新たな取り組みとして、民間業者を活用した効率的かつ効果的な区画整理事業の推進を図るため、業務委託をしております。委託された民間業者が身分証明書を携帯し訪問することがありますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

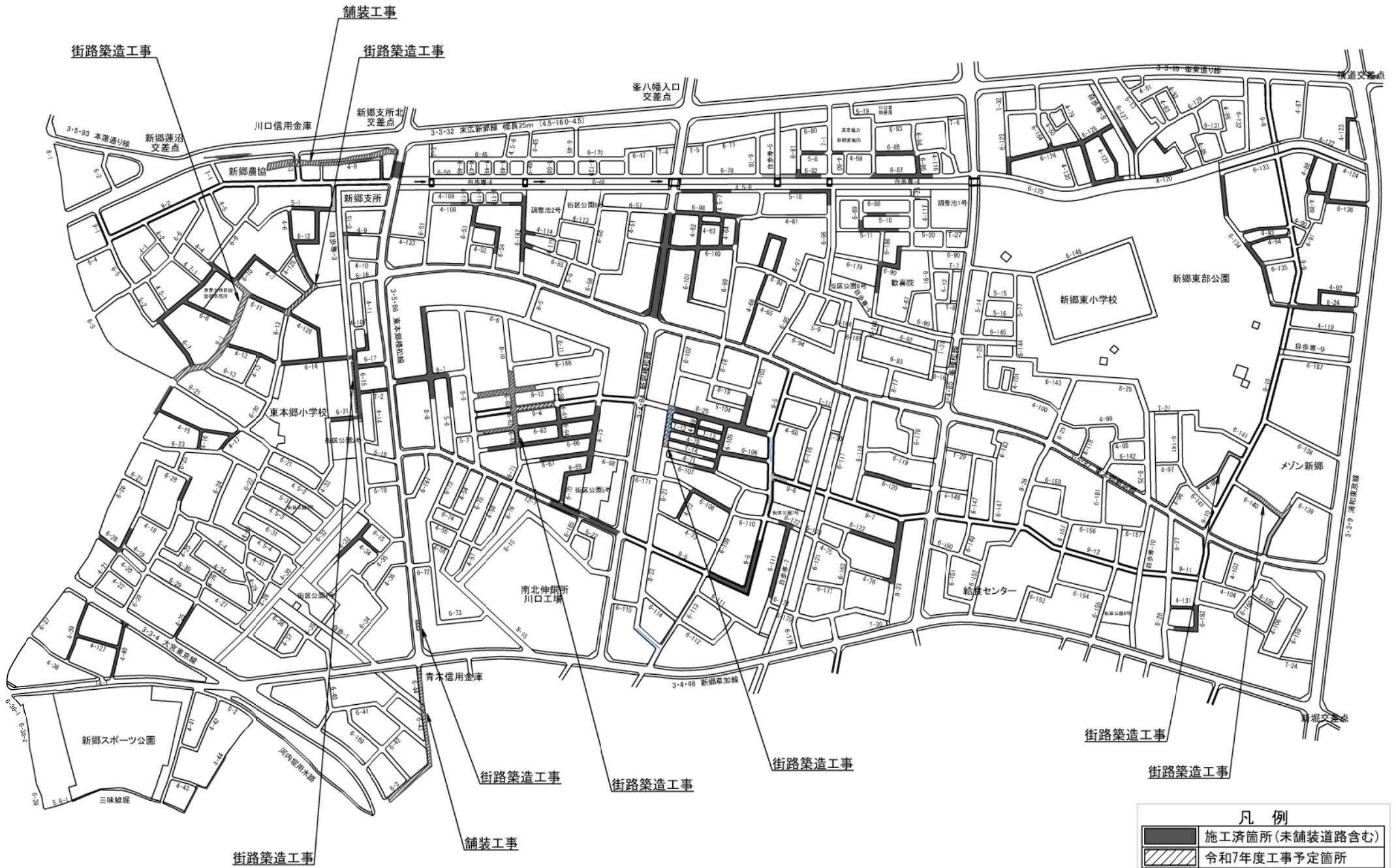
◎ 先行補償について

仮換地先への移転時期が未定であり、現在の土地建物等を使用する見込みがない場合、先行して物件補償にご協力いただき、仮換地先が整備できるまでの間、事業用地として活用させていただくものです。先行補償には諸条件がありますので、詳細をお聞きになりたい方は、事務所までお問合せください。

【物件補償の流れ】



川口都市計画事業 新郷東部第2土地区画整理事業
令和7年度 街路工事施工状況及び予定箇所図



※工事予定箇所については予算や移転、補償等の状況により変更となる場合があります。